

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

### 告 示

○ 認証食品の認証 (食産業振興課) 一  
○ 昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部 (農業振興課) 一  
改正 (道路課) 一

○ 道路の供用開始 (道路課) 一

○ 都市計画区域の変更(二件) (都市計画課) 二

○ 都市計画区域の廃止(二件) (同) 二

○ 都市計画の変更(一八件) (同) 二

○ 土地区画整理組合の定款変更の認可 (同) 六

○ 土地改良事業計画の適当の決定 (東部地方振興事務所) 七

### 公 告

○ 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 七

### 公 安 委 員 会

○ 警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施 七

### 告 示

○ 宮城県告示第五百七号

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十二年五月十八日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
七七十	介類	特定非営利活動法人 福祉ネットABC 代表 佐藤耀代	特定非営利活動法人 福祉ネットABC	仙台市若林区遠見塚二丁目四・五
百七十	果実等飲	柴田哲男	桔梗長兵衛商店	巨理郡山元町山寺字牛橋一九
百七十	農産物漬	白うり会 代表 山内文子	白うり会	石巻市小船越字山畑四四二一

### 二 認証年月日

平成二十二年五月十日

### ○ 宮城県告示第五百八号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十二年五月十八日から施行する。

その関係図面は、宮城県庁(農林水産部農業振興課)及び仙台地方振興事務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市のうち次に掲げる地域第五十三号中、「観音堂(一番から九七番まで)」を、「観音堂(七番一から二番、二五番二、二六番二、二七番二、二八番二、二九番二、三〇番二から九〇番二、九八番、一〇一番、一〇三番から一〇六番、一一〇番、一一一番、一一四番から一二三番)」に改める。

仙台市のうち次に掲げる地域第五十四号中、「新宮前(一番から七四番まで)」を、「新宮前(二番から七番、一八番一、一九番一、二〇番一、二一番一、二二番一、二三番一から六二番一、六四番から七四番、七六番から七八番、八〇番から八七番、八九番)」に改める。

### ○ 宮城県告示第五百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

道路 種類	路線 名	供用 開始 の 区 間	供用 開始 年 月 日
一般国道 号	三百四十七 号	加美郡加美町宮崎字寒風沢岳国有林二八林班ろ八小班地先から同郡同町宮崎字寒風沢岳国有林二八林班ろ八小班地先まで	平成二十二年 五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十二年五月十八日

一 都市計画区域の名称

仙塩広域都市計画区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

(一) 仙台市宮城野区 蒲生字町及び中野字高松の各一部

塩竈市 真山通一丁目、浦戸桂島字庵寺、浦戸桂島字台及び浦戸寒風沢字湊の各一部

(二) 松島観光都市計画区域から仙塩広域都市計画区域に変更する土地の区域

松島町部分

2 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

○宮城県告示第五百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、石巻広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域を次のとおり変更した。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画区域の名称

石巻広域都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

(一) 石巻市 雲雀野町二丁目及び潮見町の各一部

(二) 松島観光都市計画区域から石巻広域都市計画区域に変更する土地の区域

東松島市部分

2 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

○宮城県告示第五百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、雄勝都市計画区域を廃止した。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、牡鹿都市計画区域を廃止した。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画区域及び松島観光都市計画区域を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

仙塩広域都市計画区域の全域及び松島観光都市計画区域の松島町部分

○宮城県告示第五百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに市街化区域を指定する土地の区域

仙台市宮城野区 蒲生字町及び中野字高松の各一部

塩竈市 貞山通一丁目的一部

2 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

仙台市青葉区 上愛子字新宮前、下愛子字観音堂、荒巻字青葉及び吉成台二丁目各一部並び

に下愛子字毘沙門の全部

仙台市宮城野区 岩切字大前の一部

仙台市若林区 霞の目二丁目及び荒井字梅ノ木の各一部

仙台市太白区 山田北前町の一部

仙台市泉区 上谷刈字沼、同字仮屋敷 上谷刈三丁目及び七北田字古内の各一部

富谷町 明石字下犬ヶ沢、同字宮前及び同字上向田の各一部

大衡村 中央平の一部

3 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

仙台市青葉区 芋沢字横向山、同字塩野沢西、同字湯船沢東、同字不動堂、同字平沢、みやぎ

台二丁目、みやぎ台三丁目、荒巻字青葉、同字三居沢、茂庭字松山、同字綱木

裏山、同字寺下及び折立六丁目の各一部

仙台市泉区 七北田字鷲籠沢及び泉中央一丁目の各一部

大衡村 奥田字金沢、同字熊野沢及び同字原の各一部

4 松島観光都市計画区域区分から仙塩広域都市計画区域区分に名称を変更する土地の区域

松島観光都市計画区域の松島町部分

○宮城県告示第五百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに用途地域を指定する土地の区域

塩竈市 貞山通一丁目的一部

富谷町 明石字下犬ヶ沢、同字宮前及び同字上向田の各一部

大衡村 中央平の一部

2 用途地域を廃止する土地の区域

大衡村 奥田字金沢、同字熊野沢及び同字原の各一部

3 用途地域を変更する土地の区域

富谷町 上桜木一丁目的一部

4 松島観光都市計画用途地域から仙塩広域都市計画用途地域に名称を変更する土地の区域

松島観光都市計画用途地域の松島町部分

○宮城県告示第五百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画臨港地区

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに臨港地区を指定する土地の区域

塩竈市貞山通一丁目、海岸通、港町一丁目、台及び北浜四丁目の各一部

2 臨港地区を廃止する土地の区域

塩竈市海岸通、台、北浜一丁目及び北浜四丁目の各一部

○宮城県告示第五百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画及び松島観光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に

ついでの関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。  
平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 一・四・四号 松島幹線、一・三・六号 松島幹線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

なし

2 廃止する部分

なし

○宮城県告示第五百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画及び松島観光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

石巻広域都市計画区域の全域及び松島観光都市計画区域の東松島市部分

○宮城県告示第五百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画及び松島観光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画区域区分

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに市街化区域を指定する土地の区域

石巻市雲雀野二丁目及び潮見町の各一部

2 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

なし

3 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

4 松島観光都市計画区域区分から石巻広域都市計画区域区分に名称を変更する土地の区域

松島観光都市計画区域の東松島市部分

○宮城県告示第五百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画及び松島観光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画臨港地区

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 新たに臨港地区を指定する土地の区域

石巻市雲雀野二丁目及び潮見町の各一部

2 臨港地区を廃止する土地の区域

なし

○宮城県告示第五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画及び松島観光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画道路
  - 2 名称 一・三・一号 東松島石巻幹線
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
- 1 追加する部分
  - なし
  - 2 廃止する部分
  - なし

○宮城県告示第五百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画及び松島観光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 石巻広域都市計画下水道
  - 2 名称 北上川下流流域下水道
- 二 都市計画の変更の種類
- 名称の変更

○宮城県告示第五百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、松島観光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画道路
  - 2 名称 三・五・四百一号 松島海岸線、三・五・四百二号 新松島駅前線、三・五・四百三号 磯崎海岸線、三・五・四百四号 高城駅前線、三・六・四百五号 高城本町線
- 二 都市計画の変更の種類

名称の変更

○宮城県告示第五百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、松島観光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 仙塩広域都市計画公園
  - 2 名称 五・五・一〇〇一号 松島海岸公園
- 二 都市計画の変更の種類
- 名称の変更

○宮城県告示第五百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、松島観光都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 石巻広域都市計画公園
  - 2 名称 五・五・一〇一号 奥松島公園
- 二 都市計画の変更の種類
- 名称の変更

○宮城県告示第五百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、雄勝都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

一 都市計画の種類  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

雄勝都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
二 都市計画の変更の種別  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

廃止

○宮城県告示第五百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、雄勝都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 雄勝都市計画道路

2 名称 三・五・一号 雄勝中央線、三・六・二号 船戸線

二 都市計画の変更の種別

廃止

○宮城県告示第五百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、牡鹿都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

牡鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更の種別

廃止

○宮城県告示第五百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、牡鹿都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 牡鹿都市計画道路

2 名称 三・五・一号 鮎川中央線

二 都市計画の変更の種別

廃止

○宮城県告示第五百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、河北都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画の変更に係る土地の区域

河北都市計画区域

○宮城県告示第五百三十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

角田市町尻土地区画整理組合

二 事務所の所在地

角田市角田字大坊四十一番

三 設立認可の年月日

平成七年六月十二日

四 変更の内容

役員の数

(変更前) 第十条 この組合の役員の数、理事十六人、監事三人とする。  
(変更後) 第十条 この組合の役員の数、理事十二人、監事三人とする。

五 変更認可の年月日

平成二十二年五月十一日

○宮城県告示第五百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第一項の規定により審査した結果、登米市が行う土地改良事業(水越地区)計画を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができ、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に對する取消しの訴えを提起することができ、

平成二十二年五月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐々木 昭 男

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業(水越地区)計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年五月十八日から平成二十二年六月十四日まで

三 縦覧場所

登米市役所、登米市中田総合支所

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(一區)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年五月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(一區)に含まれる  
黒川郡大衡村大衡字五反田四番四十一、四番百  
九、四番百十、四番百十一及び四番百十四  
地域の名称

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 黒川郡大衡村大衡字五反田四番地四十一

佐々木 忍

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第74号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成22年5月18日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

(1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。)第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務(航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。)に係る1級及び2級

(2) 検定期則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務(機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。)に係る1級及び2級

(3) 検定期則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務(交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。)に係る1級及び2級

(4) 検定期則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

(5) 検定期則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級

2 実施期日

(1) 学科試験

ア 空港保安警備業務、交通誘導警備業務各1級及び2級  
平成22年8月20日(金)午前9時30分から午前11時まで

イ 施設警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務、貴重品運搬警備業務各1級及び2級  
平成22年8月20日(金)午後2時から午後3時30分まで

<p>(2) 実技試験</p> <p>ア 交通誘導警備業務 1 級及び 2 級 平成 22 年 9 月 7 日 (火)</p> <p>イ 空港保安警備業務 1 級及び 2 級 平成 22 年 9 月 8 日 (水)</p> <p>ウ 核燃料物質等危険物運搬警備 1 級及び 2 級 平成 22 年 9 月 14 日 (火)</p> <p>エ 貴重品運搬警備業務 1 級及び 2 級 平成 22 年 9 月 15 日 (水)</p> <p>オ 施設警備業務 1 級及び 2 級 平成 22 年 9 月 16 日 (木)</p> <p>3 実施場所</p> <p>(1) 学科試験 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県警察本部</p> <p>(2) 実技試験 仙台市泉区高森 2 丁目 1 番地の 39 仙台地域職業訓練センター</p> <p>4 受検定員 1 級 2 級とも各 20 人</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 当該警備業務各 1 級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 検定を受けようとする警備業務の種別について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの</p> <p>イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(2) 当該警備業務各 2 級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員</p> <p>6 検定内容</p>	<p>当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）</p> <p>7 受検申請手続</p> <p>(1) 検定申請の受付期間 平成 22 年 7 月 9 日 (金) から 同月 23 日 (金) までの土・日曜日・祝日を除く 10 日間（毎日午前 9 時から午後 5 時まで） なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申請書の提出先 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>ア 宮城県内に住所を有する者 住所地在管轄する警察署生活安全課</p> <p>イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書（検定期別記様式第 1 号） 1 通</p> <p>イ 住所地在管轄する警察署生活安全課に提出する者には、宮城県内の住所を疎明する書面 1 通</p> <p>ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者には、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通</p> <p>エ 前記 5 - (1) - アに該当する者には、検定を受けようとする警備業務 2 級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記 5 - (1) - アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1 通</p> <p>オ 前記 5 - (1) - イに該当する者には、1 級検定受検資格認定書 1 通</p> <p>カ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの。） 2 葉</p> <p>(4) 受検手数料</p>
---	--



公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表66の項に基づき、

ア	空港保安警備業務 1級及び2級	16,000円
イ	施設警備業務 1級及び2級	16,000円
ウ	交通誘導警備業務 1級及び2級	14,000円
エ	核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級及び2級	16,000円
オ	貴重品運搬警備業務 1級及び2級	16,000円

の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

なお、既納の受検手数料は還付しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受検するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。

9 その他

検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022-221-7171 内線3184・3185）